

自治が変わる・自治を変える

SAITAMA 自治研通信

【発行】公益財団法人埼玉県地方自治研究センター 【住所】埼玉県さいたま市浦和区高砂 4-3-5 県労評会館
【TEL】048-816-8866 【FAX】048-836-1113
【HP】<http://www.saitama-jichi.jp/> 【Eメール】info@saitama-jichi.jp

今年度もよろしくお願ひしますー調査活動を強化して

公益財団法人埼玉県地方自治研究センターは新年度を迎えるにあたって、3月29日に理事会を開催し次ページから紹介する2016年度事業計画を決定しました。

事業内容に例年と大きな変化はありませんが、公開セミナーはできるだけ回数を増やしたいと考えています。また、調査活動を強化していくために人件費予算を増額しました。

現在、予定している調査活動は、子ども・子育て支援関連で保育園・幼稚園、学童保育に関する各自治体の取り組み状況の調査を行おうと考えています。

「保育園落ちた、日本死ね」のブログが国会で取り上げられ、政府も待機児童対策を打ち出しましたが、どうも実態をつかんでいないらしく付け焼刃の対策となっています。さらに、待機児童問題は「待機児童」のとらえ方そのものが自治体によってバラバラだという根本問題もあります。埼玉県内を見ても待機児童問題よりもそもそも公立保育園、公立幼稚園が整備されていない、学童保育が実施されていない地域すらあります。

労働組合の立場で現場を見ていると公立保育園では「とにかく正規職員が少なすぎる」のが実感です。また、私立保育園は「若い保育士ばかり」ということも言えます。ニーズに応えるということで長時間保育（7時から19時の12時間保育）が増えた結果、保育士は朝夕の非常勤保育士をはじめ交代制ズレ勤務が当たり前となり、職員会議の時間をどこでとるのかさえままならない状況になっています。

さらに、正規と非常勤職員の労働条件格差は明らかなのに1日勤務の非常勤職員にクラス担任をさせている例も少なくありません。このことにも強い関心を持っています。

あまり欲張った調査を行うと、焦点がぼけてしまうかもしれませんので、埼玉における公立保育の実態とそこに働く職員の実態調査に絞っていくことを考えています。会員の皆様からのご意見も頂きながら進めていきたいと考えています。さらに会員で調査活動に協力していただける方ぜひ名乗りを上げていただきたいと考えています。

いずれにしても、社会保障の現物給付のほとんどの部分が自治体の裁量にゆだねられる傾向が強まってきています。介護や保育は特にその傾向が強く、自治体の執行者やその予算を審議する議員の責任はかつてないほどに重くなっています。公共事業のように市民の求める形あるもの（道路や建物）を国から補助金を導入して作ればよいのではなくて、求められるサービス内容の確認から実施方法の検討、それに見合った予算と人員の確保まで、自治体の裁量・判断でやらなければならなくなってきています。

そそういう意味で、職場自治研、地域自治研の意義はますます大きくなってきています。埼玉自治研センターとしてもその役割を発揮できるよう努力してまいりますので、今年度もご協力よろしくお願ひいたします。

(公財) 埼玉県地方自治研究センター 事務局長 船橋延嘉

2016年度 公益財団法人埼玉県地方自治研究センター事業計画

埼玉県地方自治研究センターは、公益財団法人として新たにスタートして5年を経過しました。この間、埼玉県内の地方自治の発展をめざして、調査研究に取り組んできました。国・地方の財政の改善が思うように進まない状況で、介護保険や保育などでは自治体の役割が増大するなど地方自治の研究活動の役割は増大しています。埼玉県地方自治研究センターは、今年度も引き続き地方分権と住民自治の原点に立ち、市民が豊かで安心して暮らせる地域社会をつくるため、調査・研究に取り組んでまいります。

I 機関運営会議

1. 理事会を年2回開催し、事業計画及び予算を決定し、事業をすすめます。
2. 評議員会を年1回開催し、前年度事業計画を報告し、財政状況の承認を受けます。

II 公益目的事業

1. 調査研究事業【定款第5条（1）に定める事業】

地方分権と住民自治の確立をめざし、研究者や自治体関係者、市民と連携して、財政・福祉・医療・まちづくりなど地域に根ざした研究活動をすすめます。

(1) 研究プロジェクトについて

① 公契約条例・公共サービス基本条例プロジェクト

昨年に引き続き、プロジェクトとして活動をすすめます。

公契約条例は、2009年に野田市で制定されて以降、少しずつ動きが加速しつつあります。各地の条例や制定過程の情報を収集・整理し、県内の取組みに活かすよう、情報提供していきます。県内では川越市が公共調達審議会の答申を受けどのように進展していくか、また越谷市が制定に向けた準備を進めており注視します。

② 財政分析プロジェクト

今年度改めて財政分析を各市町村で取り組むためのプロジェクトを設置します。

③ その他

必要に応じてプロジェクトを設置します。

(2) 自治体調査について

最低1回の自治体調査に取り組めます。テーマは子育て支援を中心に具体的に計画を立てて実施します。結果をホームページに公表する他、報道機関に情報提供していきます。

(3) 研究会等への参加

- ① 全国の地方自治研究センター・研究所との連携、共同研究を行います。
- ② 地方自治総合研究所をはじめ全国各地で地方自治に関する調査・研究活動を行っている自治研センター・研究所との情報交換・交流を行います。東京・神奈川・千葉のセンターと共同で人口問題を研究します。
- ③ 地方自治総合研究所や自治労が主宰するセミナーなどに参加します。今年は全国

地方自治研究集会が開催されるので参加します。

- ④ 市民が中心となる調査・研究活動に参加します。

(4) 資料収集【定款第5条(2)に定める事業】

- ① 県内市町村をはじめ関係機関から地方自治に関する資料・参考文献の収集と整理を行い、県民に提供します。
- ② 県内市町村の予算・決算等のデータを収集・整理し、財政状況を公表します。

2. 啓発活動【定款第5条(3)に定める事業】

(1) 公開セミナーの開催

市民や自治体職員などに広く参加を呼びかけ、公開セミナーを開催します。テーマは、市民や自治体職員が関心を持ち、時宜に適したものとし、3ヶ月に1回の開催をめざします。

(2) 議員交流会

地方が抱える課題について、自治体議員の意見交換や交流を行います。

(3) 講師紹介

依頼に応じて、講師を紹介します。

(4) 地域自治研の推進

一昨年は「埼玉西部地区地方自治研究会」が発足し、活発に活動しています。引き続き地域における自治研活動推進のための援助をします。

3. 広報活動【定款5条(4)に定める事業】

- (1) 調査研究の成果を、「SAITAMA自治研通信」(毎月発行)や機関誌「埼玉自治研」(年2回発行)に発表します。また、ホームページで公表し、広く県民に提供します。

4. その他の活動【定款第5条(5)に定める事業】

- (1) 自治労埼玉県本部と連携した自治研運動に取り組みます。

- (2) ホームページを充実します

センターの基本情報のほか、行事や自治体調査結果、新着図書情報などを掲載し、情報発信のツールとして充実させていきます。

<http://www.saitama-jichi.jp/>

III 賛助会員の拡大

個人会員、団体会員の拡大に取り組みます。

今年度の事業計画に対するご意見、調査活動のテーマ、公開セミナーのテーマに関するご希望などをお寄せください。

また、ご自身の研究内容発表の場などとして自治研センターをご利用ください。

ホームページでご確認いただける機関誌『埼玉自治研』(年2回発行)や毎月の「自治研通信」に寄稿の形で発表いただけます。

公開セミナー開催のお知らせ

「社会保障と自治体の役割」

日時：6月11日（土）14時から

会場：さいたま共済会館

資料代：500円（賛助会員無料）

講師：高端正幸埼玉大学大学院准教授

同封の申込書でお申し込みください

会員以外の方も歓迎、職場の社会保障担当者にもお声掛けください

『月刊自治研』を読もう

月刊自治研は自治研中央推進委員会が発行する自治研のためのツールです。情報誌であり研究誌となっています。

自治体で働く仲間、自治体議会で当局と論陣を張るためにぜひお役立てください。

購読申し込みは、自治労出版センターまで。

03-3263-2023

月刊自治研 4 2016



女性への「活躍」までの課題

創ろう。市民自治のゆたかな社会
第36回地方自治研究全国集会

宮城自治研

2016年10月14日～15日
仙台サンプラザホール 他

開むべ、東北宮城で希望の鍋

第36回地方自治研究全国集会在宮城県仙台市を会場に開催されます。開催日程は10月14日・15日で16日には被災地へのフィールドワークも計画されています。1日目が全体集会、2日目は13の分科会が開催されます。申し込み締め切りが7月10日になっていますので、参加希望される方、詳しい内容をお知りになりたい方は自治研センターに御問い合わせください。048-816-8866

良い社会をつくる公共サービスを考える5.24埼玉集会を開催します 多数の参加をお待ちしています

日時：2016年5月24日（火）18：30～ 入場無料

会場：浦和コミュニティセンター（コムナーレ10階 多目的ホール）

主催：埼玉県公務公共サービス労働組合協議会 共催：自治研センター

開催趣旨 2016年2月にTPP（環太平洋経済連携協定）が調印され、今後批准案件として国会での議論が予想されます。TPPの範疇は広く、農産物や工業製品のモノだけでなく、サービスも対象となります。TPPによって公共サービスがどのような影響を受けるのかを知り、県民が良質な公共サービスを必要なときに継続的に提供されるのかを検証します。

講演「TPPが公共サービスに与える影響」

講師 内田聖子氏（NPO法人アジア太平洋資料センター事務局長）